(3) 教育実習履修要件

教育実習は受入れ校に多大の負担をかけるため、本学においては、教育実習に関する科目 (「教育実習事前・事後 指導」「中学校教育実習」「高等学校教育実習」) の履修要件を次のとおり定めています。

- ① 教員志望の意思が明確であること。
- ② 卒業要件単位の4分の3以上を修得していること。

[2018年度以降の入学者]

「教育実習履修年度の前年度」までに、93単位(=124単位の4分の3以上)を修得していなければなりません。

[2017年度までの入学者]

「教育実習履修年度の前年度」までに、101単位(=134単位の4分の3以上)を修得していなければなりません。

③ 「教育実習」及び「教職実践演習」以外の免許状取得に必要な単位をすべて修得していること。

「2019年度以降の入学者]

原則として、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」及び「その他の科目」について、教育実習及び教職実践演習以外の履修すべき単位を修得していることを必要とします(※)。ただし、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「その他の科目」において、それぞれ1科目の未修得に限り、実習を許容するものとします。ただし、「第二言語習得理論」「英語科教育法 I」「英語科教育法 I」「英語科教育法 I」「英語科教育法 I」「本語科教育法 I」「本語科教育法 I」「本語科教育法 II」「本語科教育法 II」の未修得は認められません。

なおこの場合、「人権教育」は、「教科及び教科の指導法に関する科目」あるいは「教育の基礎的理解に関する科目等」のいずれかの科目に区分します。

※ただし、2年次に「Speech I」「Speech II」を履修及び修得した場合は、4年次終了までに「Speech V」「Speech VI」を修得することを必要とします。

[2018年度までの入学者]

原則として、「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」及び「その他の科目」について、教育実習及び教職実践演習以外の履修すべき単位を修得していることを必要とします。ただし、「教科に関する科目」「教職に関する科目」及び「その他の科目」において、それぞれ1科目の未修得に限り、実習を許容するものとします。ただし、「英語科教育法 I 」及び「英語科教育法 II 」の未修得は認められません。

なおこの場合、「人権教育」は、「教科に関する科目」あるいは「教職に関する科目」のいずれかの科目に 区分します。

④ 基礎的技能の確保について

教育実習履修の前年度末までに、実習生としての基礎的な英語運用能力の証明として、以下のスコアを保持している証明書を提出すること。さらに、「教職課程履修カルテ」を作成し、指定された講義で提出すること。

ア 英語の中1種免許状を取得する場合

「英検準1級以上」あるいは「TOEIC LRまたはTOEIC IP550点以上」あるいは「TOEIC SW TESTのSとWの平均が110点以上で、かつSのスコアが90点以上、かつWのスコアが100点以上」を保持している証明書を提出すること。

イ 英語の高1種免許状のみを取得する場合

「英検準1級以上」あるいは「TOEIC LRまたはTOEIC IP600点以上」あるいは「TOEIC SW TESTのSとWの平均が125点以上で、かつSのスコアが110点以上、かつWのスコアが120点以上」を保持している証明書を提出すること。

⑤ その他、履修要件を定める場合は、教職に関する科目(必修)の授業、インフォメーションホール及びMMU Portalにて周知を行う。

(4) 教育実習校について

宮崎市内の中学校及び宮崎北高等学校、宮崎商業高等学校(以下、連携校という)にて教育実習を行います。連携校における教育実習対象者は、下記に該当する学生です。なお、対象者には、選考のための面接を実施します。

- 宮崎県外または連携校出身者で、教員志望の意思が明確である者
- ※ 連携校における教育実習対象者で、高等学校の教員採用試験受験意思が明確であり、かつ、2年次末までに「英 検準1級以上」あるいは「TOEICまたはTOEIC IP7 O O 点以上」取得者は、宮崎北高等学校、宮崎商業高等学校 での教育実習を検討する。

上記以外の学生は、出身学校での教育実習(母校実習)を原則とします。連携校における教育実習及び出身校での教育実習(母校実習)に関しては、教育実習前年度の5月(予定)に説明会を開催し、詳細を説明します。

(5) 教職実践演習履修要件

教職実践演習は、当該演習を履修する者の教職課程の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものです。そのため、本学では、教職実践演習の履修要件を次のとおり定めています。

- ①「中学校教育実習」もしくは「高等学校教育実習」の単位を修得もしくは教職実践演習履修年度に修得予定である こと。
- ② 教職課程履修カルテ(※)に必要事項を記入し、指定された期日までに提出すること。 ※2年次から作成します。詳細については説明会を開催し、説明します。